

令和8年度 大田区保育サービス事業者等指導検査実施方針

令和8年4月7日 8福福発第10088号 福祉部長決定

1 基本方針

区は、令和7年3月に「大田区こども未来計画」を策定し、「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします」を基本理念とし、個別目標として「保育サービス等の充実」を掲げている。また、今後の方向性として保育施策の重点を量の確保から質の向上へと転換し、その両面からサービスの充実を図るとしている。

令和7年9月から東京都が保育所利用における第一子の保護者負担を無償化した。また、令和8年度から区内の認可保育所等で乳児等通園支援事業を実施することとなり、保育所等を利用する児童のすそ野が広がることが想定される。

こうした状況から保育所等におけるこどもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すために、指導検査の確実な実施が求められている。

以上を踏まえ、こどもの安全と適正な施設等の運営を担保し、すべての利用者が保育所等を安全・安心に利用できるよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法などの法令並びにこれらに基づく運営基準や指導検査基準(以下「関係法令・基準等」という。)に照らし、こどもの最善の利益が保障されるよう、保育サービス事業者等の適正な運営及び保育サービスの質の維持・向上を図ることに主眼を置き、指導検査を実施する。

指導検査にあたっては、東京都と区が連携し、それぞれの権限を効果的かつ効率的に行使できる体制を整え実施する。また、令和8年度から保育サービス事業者等の指導検査を、社会福祉法人の指導監査を所管している福祉管理課に移管し、双方の知識経験を活用して指導検査の充実に取り組む。また、各施設への指導検査にあたり、保育サービス課が実施している保育士等による巡回指導・訪問等も合わせ重層的に指導、助言を行うことで、保育サービスの質の一層の向上と安全の確保に取組んでいく。

2 一般指導検査及び確認指導の重点項目

(1) 一般指導検査の重点項目

ア 運営管理関係

(ア) 職員の確保及び処遇

- a 職員配置基準に定める職員が確保されているか。
- b 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。
- c 処遇改善等に関する体制の整備周知が適切に行われているか。

(イ) 安全計画に基づく災害対策、安全確保

- a 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。
- b 避難訓練と消火訓練を毎月実施しているか。
- c 不審者対策訓練、水害対策の訓練等を適切に実施しているか。
- d 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。

(ウ) 適正な情報提供・情報開示

a 運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか。

b 必要な情報を適切な方法で周知しているか。

(エ) 利用者の人権の擁護、虐待の防止

a 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。

b 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

イ 保育内容関係

(ア) 保育所保育指針に基づく保育

a こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。

b 保育所保育指針に基づき、全体的な計画及び指導計画が作成され、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。

(イ) 児童一人一人に応じた保育の徹底

a こどもの健康状態を適正に把握しているか。

b 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

(ウ) 安全対策の徹底

a 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

b 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

c プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

d 上記 a から c にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

e 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

ウ 会計関係

(ア) 「経理等通知」等の遵守

a 支出内容は適正か。

b 弾力運用は要件を満たしているか。

c 本部運営経費の充当を適正に行われているか。

d 積立資産を適切に管理しているか。

(イ) 計算書類・会計帳簿の適正な作成

a 保育所ごとに区分し作成されているか。

b 施設の貸借対照表は当期末における残高を適正に反映しているか。

(ウ) キャリアアップ補助金交付要綱・処遇改善等加算通知の遵守

a 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか。

b 賃金の改善が行われているか。

(2) 確認指導の重点項目

ア 運営管理

(ア) 職員の確保及び処遇

a 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。

b 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(イ) 安全計画に基づく災害対策、安全確保

a 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。

- b 避難訓練、救命救急訓練、緊急通報訓練等の安全対策を実施しているか。
- (ウ) 利用者の人権の擁護、虐待の防止
 - a 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。
 - b 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

ア 保育内容

- (ア) 児童一人一人に応じた適切な保育の実施
 - a こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。
 - b 保育所保育指針に準じて、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた適切な保育が行われているか。
 - c こどもの健康状態を適正に把握しているか。
 - d 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- (イ) 安全対策の徹底
 - a 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
 - b 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。
 - c プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
 - d 上記 a から c にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
 - e 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

ウ 会計経理

- (ア) 運営費等補助金が適正に支出されているか。
- (イ) 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか。

3 特別指導検査及び確認監査の重点項目

- (1) 運営関係
関係法令等が遵守されているか。
- (2) 保育内容関係
保育内容は、利用するこどもの健全な発達に資するものとして、良質かつ適切なものか。
- (3) 会計関係
関係法令等が遵守されているか。

4 実施計画

- (1) 対象施設
 - ア 特定教育・保育施設（私立認可保育所）
 - イ 特定地域型保育施設（小規模保育所・事業所内保育所）
 - ウ 定期利用保育室
 - エ 東京都認証保育所
 - オ 特定子ども・子育て支援施設等（認可外保育施設）のうち、ウとエを除いた施設（以下「その他の認可外保育施設」という）
- (2) 実施形態

ア 実地指導

(ア) 一般指導検査及び確認指導

a 実施方法

日程を定め、原則として施設に赴き、実地において実施する。

b 実施単位

原則として施設を単位として実施する。

c 検査体制

一般指導検査は、運営管理(事務職1名)、保育内容(保育職2名)、会計経理(保育会計指導員1名)の4名で班を編成する。

確認指導は運営管理(事務職1名)、保育内容(保育職2名)の3名で班を編成する。但し、東京都認証保育所については、会計経理(保育会計指導員1名)を加えた4名で班を編成する。

d 実施通知

実施通知は、原則として実施日の概ね4週間前までに到達するように送付する。ただし、一般指導検査又は確認指導の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、実地指導を開始する時に書面を提示するなどの方法により行う。

e 日程及び対象

原則として年度当初に日程及び対象を含む指導検査計画を策定する。

(イ) 特別指導検査及び確認監査

a 実施方法

事案の重大性・緊急性等に応じて、随時実施する。

日程を定め、原則として施設に赴き、実地において実施する。必要に応じて対象施設等設置者の関係者に来庁を求め実施する。

b 実施単位

原則として施設を単位として実施するが、事案によって設置者が同一の複数の施設を対象として実施する。

c 検査体制

検査体制は一般指導検査及び確認指導に準じるが、必要に応じて東京都や保育サービス課と協力して実施する。

d 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で特別指導検査又は確認監査を実施する旨、その日時、場所その他の必要な事項を通知する。ただし、特別指導検査又は確認監査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、実地指導を開始する時に書面を提示するなどの方法により行う。

イ 集団指導

(ア) 実施方法

区が施設等に対して、関係法令・基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、原則として講習会の内容をオンラインで配信する方法により実施する。

(イ) 実施単位

上記4(1)の施設の種別ごとに実施する。

(ウ) 実施通知

指導対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ書面で集団指導を実施する旨、アクセス方法、その他必要な事項を通知する。

(3) 実地指導対象施設の選定方針

ア 選定の対象

原則として令和8年4月1日時点で存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設についても、必要があると認められた場合は選定の対象とする。

イ 選定基準

- (ア) 法令により毎年度実地指導の対象とされている施設（小規模保育所・事業所内保育所）
- (イ) 過去の区や東京都の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない施設
- (ウ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- (エ) 新規に開設された施設や事業譲渡等により運営法人が変更になった施設
- (オ) 相当の期間にわたって、実地指導を実施していない施設
- (カ) 福祉サービス第三者評価を適切に受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設（私立認可保育所、認証保育所）
- (キ) 区立保育園から新たに民営化された施設（私立認可保育所）
- (ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設（私立認可保育所。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を合わせて所管するものに限る。）
- (ケ) その他実地指導の実施が必要と判断される施設

5 関係団体等との連携

(1) 東京都との連携

児童福祉法に基づく都の指導検査や立入調査と、子ども・子育て支援法に基づく区の実地指導との合同実施を行う。

(2) 社会福祉法人を所管する担当との連携

ア 区が所管する社会福祉法人が運営する施設の実地指導については、区の所管部局が行う当該社会福祉法人に対する一般監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

イ 区が所管する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、相互に、必要な情報の交換を行う。